

一般社団法人社会福祉士事務所にじみる定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人社会福祉士事務所にじみると称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を栃木県河内郡上三川町に置く。

(目的)

第3条 当法人は、誰もが、自分の意思にもとづき、人のあたたかさに囲まれながら生きがいを持ち幸せに暮らすことのできる地域社会を作ることとする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 支援を必要とする人の意思・権利及び生活の尊重に関する事業
- (2) 社会福祉に関する総合相談支援事業
- (3) 地域福祉に関する事業
- (4) 成年後見制度に関する事業
- (5) 社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発に関する事業
- (6) 民間及び公共団体等からの社会福祉に関する受託事業
- (7) 一般乗用旅客自動車運送事業
- (8) その他、理事会が必要と認めた事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）上の社員とする。

(1) 正会員

ア 当法人の目的に賛同し、社会福祉士資格を有する者

イ 当法人の目的に賛同し、特に福祉活動に理解と情熱を持つ者

(2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、事業を支援する個人又は団体

(入会)

第7条 前条の正会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第8条 会員は、当法人の目的を達成するための活動に必要な経費として、当法人が別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、会員の資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (3) 1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、当法人所定の様式による退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合は、総会の決議によりその会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を棄損し、若しくは目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 総会

(総会の構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(総会の開催)

第14条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(総会の権限)

第15条 総会は、法令の定める事項の他、会費の額について決議する。

(総会の招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、当該総会で議長を選出する。

(総会の議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の決議)

第19条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

第4章 理事及び理事会

(理事の員数)

第21条 当法人の理事は、3名以上とする。

(理事の制限)

第22条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- (1) 当該理事の配偶者
- (2) 当該理事の三親等以内の親族
- (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) 当該理事の使用人
- (5) 前各号に掲げる以外の者で、当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者または三親等以内の親族

(理事の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選任された理事の任期は、前任者または在任理事の任期の残任期間と同一とする。

(理事会の設置と構成)

第24条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(代表理事及び業務執行理事)

第25条 理事会は、理事の中から代表理事1名を選出する。

- 2 理事会は、必要に応じ、理事の中から当法人の業務を執行する理事として、専務理事及び常務理事若干名を選出することができる。

(理事会の権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事、専務理事及び常務理事の選出及び解職

(理事会の招集)

第27条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、理事会においてあらかじめ定められた順序により他の理事が招集する。

(理事会の議長)

第28条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事の報酬等)

第30条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、総会の決議をもって定める。

第5章 監事

(監事の設置)

第31条 当法人は、監事を置く。

(監事の任期)

第32条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。

(監事の報酬)

第33条 監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、総会の決議をもって定める。

第6章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第34条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第35条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第36条 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第39条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し監事の監査を受けた上で理事会の承認を得て定時総会に提出し、事業報告についてはその内容を報告し、貸借対照表及び損益計算書については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

(剰余金の分配の禁止)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第42条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、地方公共団体若しくは国又は社会福祉法人、特定非営利活動法人(租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る)に贈与する。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時の理事及び監事)

第45条 当法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりとする。

設立時理事 上野剛志

設立時理事 田口紀男

設立時理事 高田美保
設立時監事 高橋清人

(設立時の社員)

第46条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

栃木県河内郡上三川町しらさぎ2丁目17番地4

設立時社員 上野剛志

栃木県河内郡上三川町大字多功1425番地1

設立時社員 田口紀男

栃木県河内郡上三川町大字上三川3959番地5

設立時社員 高田美保

(法令の準拠)

第47条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。